

告 示

埼玉県告示第百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により所沢都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕